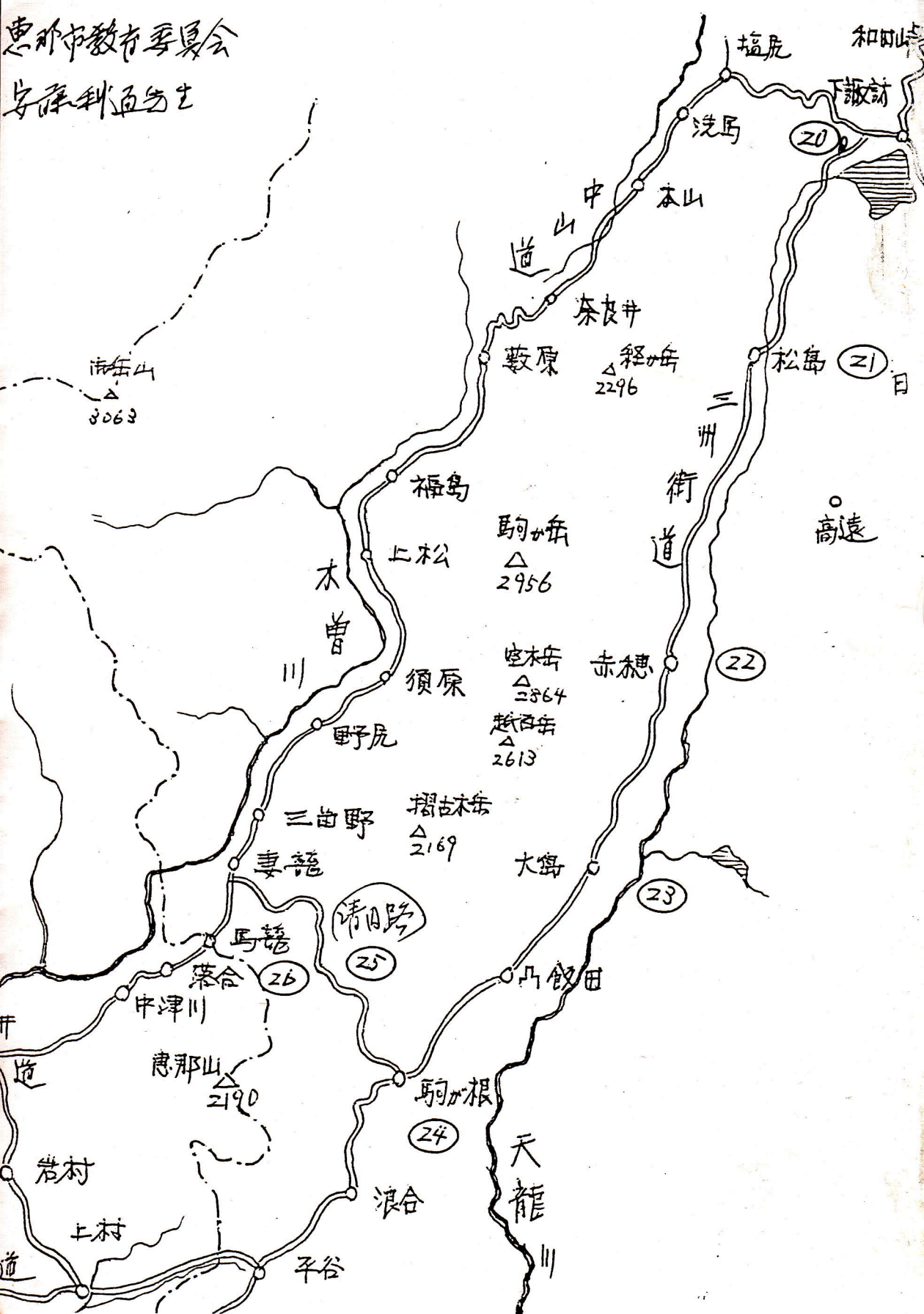


萬
(5万石)
記
録
大保子
飯
沼
村

惠那市教育委員会
字源利通与生



水戸天狗党動向 天保二年7.18日

	天狗党等の動き	岩村藩の動き
元治元年	3/27 藤田小四郎尊王攘夷の旗幟	
	5/ 幕府進討令	
	6/ 幕府軍大敗	
	11/1 上野(群馬県)太子発	
	11/20 信井和田峠の戦	
	11/20 下諏訪宿泊	
	11/21 松島宿・木下宿泊	11/21 岩村藩評定 榎が根で防備
	11/22 赤穂村泊	
	11/23 大島村泊	11/23 榎が根に陣つくり
	11/24 駒場 泊	11/24 岩村評定 榎が根より東野へ
	11/25 上清内路泊	11/25 東野石仏に陣 上村へ
	11/26 清内路より落合馬籠泊	11/26 獵師・郷夫召集 対策評議
	11/27 大井宿泊	11/27 東野石仏に陣場つくり
	11/28 大井宿発 6時 1236名	
11/29 幕府の追手500名余	11/29 東野陣 拵	
12/17 加賀藩に降服 823名		
慶応元年	1/29 幕府に身柄引渡し	
	3/1 白林 3/4 処刑(35名)	4/26 水戸百姓5120名大井宿通過

	獵師	獵師	獵師	獵師
阿村	100	28	竹折	43 9
飯沼	30	5	藤	50 0
東野	70	23	久須見	42 5
中野	40	20	合計	474 110

(岩村藩役人)

大將 松岡 勝之助
 渡辺 佐治
 大野 源兵衛
 武具方 梅村 儀一郎
 外士分 25名
 金 1分ずつ

手当

郷夫 1人 銀5文
 獵師 1人 銀5文

飯沼村庄屋	藤田小四郎
東野	大野 源兵衛
永田	大野 源兵衛
中野	大野 源兵衛



中野街

参考・歴史の中かきの御国
南信濃村・大須賀町・藤枝市



かわらばん

版元
いねむら町まちづくり実行委員会

江戸時代の歴史の堀りおこし

若村町史にない古文書(飯田市保存)

文化十一年(一八一四)中山道桑倉宿から伏見宿までの七ヶ宿が、飯田藩へ差出した新状は、飯田出荷の中山道馬籠宿への往左からの宿継荷が、近幸付通しの中馬によって駒場・根羽・上村、若村を経て今波から本曾川で舟積みされるので、宿々は衰微して立ちゆかず、差留めしてほしい旨の願いが出された。飯田の総問屋、産屋が寄つての解決は、当時繁栄した若村の問屋に委ねられました。

◎宝暦十三年(一七六三)飯田から若村行きの一ヶ年間の荷物は
 煙草 九四五駄 木履 一三八駄 たまり 三十駄
 赤紙 二駄 平神 一一六駄 椀 十駄
 赤紙 二駄 一ヶ年合計一三八一駄

この膨大な中馬の帰り荷物は、右左屋方面からの荷を信州路へと往還した。帰りの荷物の紛争では弘化三年の記録が残っている。

◎殿様街道(若村藩主彦助交代のみち)

若村城一塔ヶ根一水飲場一上平一夕立山(北)一お茶屋場一佐々良木一平山一産戸町屋一名滝一猿子一駄知一曾木一神野一東海道

◎殿様巡見

- ・若村沖出一根の上一野井一竹折一橋ヶ根一中野一永田一東野一阿木一舟橋
- ・若村沖出一椽突一上村一横道一椽突一舟橋
- ・若村沖出一上平一佐々良木一涼松一産戸一神麓一市原一猿子一帰1日市場一清水一神麓一涼松一佐々良木一上平一舟橋

◎徳川釣姫降嫁

名左屋城(下街道)一池田町屋一高山一神麓一産戸町屋一竹折一野井一お茶屋場一夕立山一上平一塔ヶ根一城下(お休み)…城

◎下街道

名左屋一大曾根一池田町屋一高山一神麓一産戸町屋一老舎進分(今宿)

◎若村街道

若村一富田一阿木一東町一大井宿

識すると共に今後

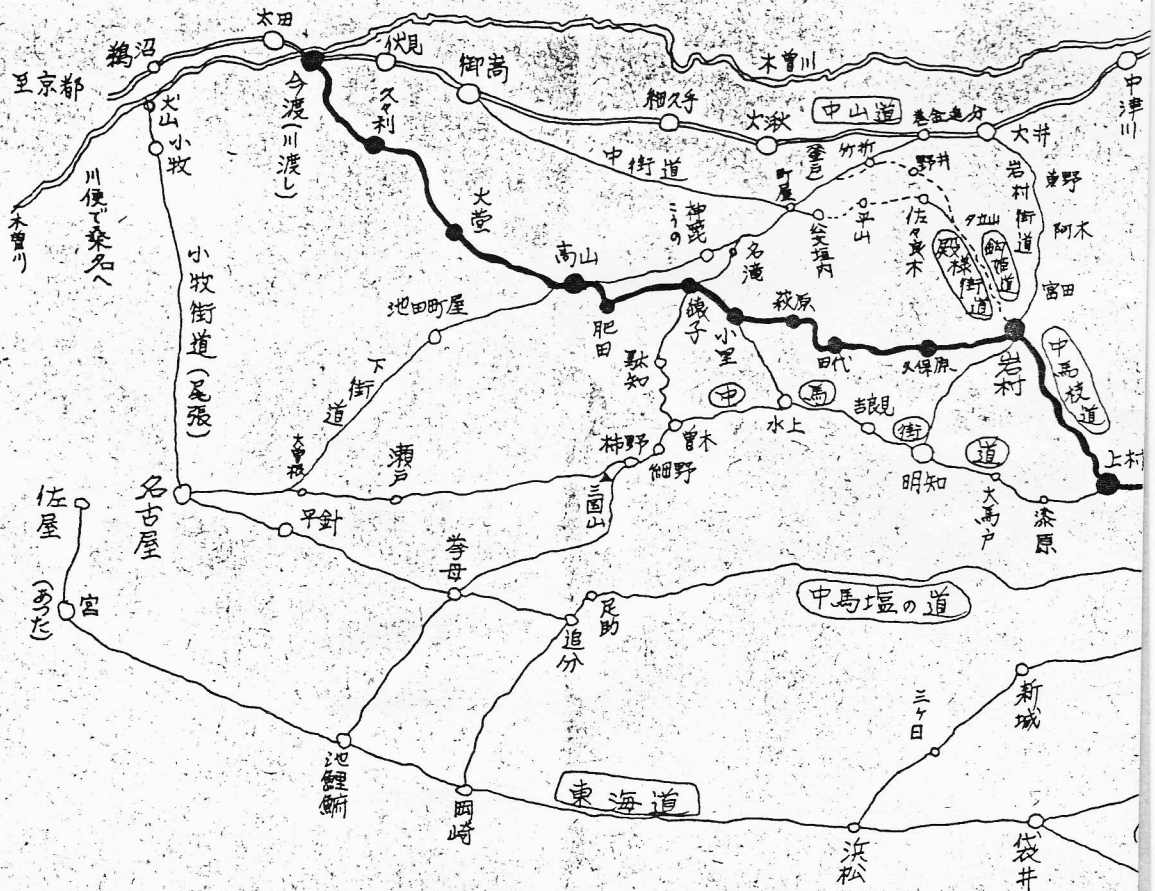
馬の付け通しの物流

す。

東濃の江戸時代における交通路

中馬街道について

近世になって江戸幕府が中山道を本曾谷に定めると、伊那谷は本曾の脇径の役を果たすことになり、参勤交代や御用武家が通行する中山道にくらべ伊那街道（中馬街道）等の裏街道を商賈や者辻りの庶民が利用するようになった。公用の物資と対比的に文化経済の物流経路の道として、農閑期を利用する駄賃かせぎの質馬「安くて、荷がいたまず、速いこと」（中山道は宿場毎に後替）等の利点から、利用率は次第に高まり、頃から、すでに農閑のみならず年間を通じて職業として従事した。幕府の宿駅の伝馬宿との多いが、各（手馬）が、いつか中馬と呼ばれ、馬方が1人3~4匹の馬を進んで荷物を運び、「岡船」と呼ばれる重要な交通手段として商工業の発展に貢献した民に親しまれたのです。



今回の歴史の振りおこしによって江戸時代の岩村城下町の繁栄と岩村の間屋筋の力量が多大であることを再認識し、埋れた歴史文化を求めて調査研究をおこないます。

江戸時代の交通は、幕府の定める五街道と舟運、海運としましたが、輸送量に限度があり、中馬の発達に及びず、経路の量とその内容によって特級のある道の中馬街道と呼んでいます。

これは山なみ道か信濃と美濃、三河を結んだ商業の道であり、下記のほかにも数多い中馬みちがありま

中馬本街道（飯田—駒場—根羽—上村—大馬戸—吉良見—水上—柿野—瀬戸—名古屋）

中馬塩の道（足助—飯田）

中馬枝道（飯田から岩村城下町を通過して今渡へ）

総

萬記録

○天保元 取帳組頭支配

天保元庚寅年八月田畑有畝歩悉く

地押して新役地帳に改め当村(飯沼村)

御收納帳面先年より庄屋支配の所

同三年申卯冬より南北両郷に分けて

組頭支配に成る

飯沼ニ組頭に分ける

○天保七年霖雨にて凶作 (長雨)

丙申(七年)ニ不吉。三月より霖雨にて諸作

実乏。山野の笹に実を生し是を自然子

と云ふ。五月より近辺の山々にて牧も牧もと取

り之を食す。阿木山植平辺より井竹に夥く

自然子付き之を取る。七月中旬迄分り。下旬

には残らず落毛を取出す。春より八月末九

月上旬迄雨降り続き五穀実の乏す。

翌丁酉(八年)二月より飢に及ぶ者あり

之に依り飢扶持(食の物を欲する)を願ひ

当邑(飯沼村)窮民男女二千六人
子供十二人 二月二十五日より右御救
の粥を喰ふ。右粥は寺に煮て
時々飢人に渡す。松の皮の餅を糲
其の外思ひくく 禱々の物を食ふ
りよふの木の葉も同じ
六月米壹駄(再壹疋に二俵集せり)
金二兩三百九十五文と云う

○天保八丁酉年 丹羽瀨騷動
文政の頃より追々一統難波重々右西
八月朔より御領分一統騷動及び、
七月十日岩村藩家老丹羽瀨瀨丸
衛門齋居して相治る
前代未聞の大變也
○天保九戌戌年出火(十月廿廿夜)
諸堂残す焼た廿廿大長和尚代
翌十年庫裏再建極畢。弘化三年冬客
殿再建萱葺八ヶ年終り嘉永六年三月廿日
八仏翌六日 廿二世禪牛初尚晋山。

○天保九戌戌年閏閏月十三日御巡見

御巡見之下有子守森御小休所

御駕台三ッ拵之置く

土屋一右衛門様

設樂甚十郎様

水野藤治郎様

○天保十一子 弘法大師勸請

五輪堂 弘法大師 天保十一子勸請

堂舎、同辛夏迄下再建

○天保十二丑年子守内殿修葺

天保十二年丑閏正月八日庵主禪信代

同庵再建 嘉永四亥年冬始り

翌子年閏二月成就して開帳あり

庵主嘆忘明道

○弘化二年松ヶ洞御買工御林と成る

弘化二年十月依り 先年より吉村氏

代々持林也 願の上全立於而り御買事也

○嘉永六^癸年 阿多力船未航

阿多力船、呂川沖並浦賀辺之来る諸国

駿動呂川より 上総、房州、浦賀辺り御大

名方巖く御固め之れ有り、呂川沖に御台場

出来り此処御固め也。中にも細川越中守様

御高名也。翌寅年春御出張引成 治る

嘉永六年領分獵師、足輕御召抱
本丑辛冬御領分中銅師、郷組足輕に
御召抱に相成り翌寅年正月廿六日御出され
御書付之れ有り

覚

一 訓練に呼出候節は並御足輕詰、日割り
下され之候。但三里以上之れ有り候村方の
者は二分、日返りに相成り候村方の者は
一分下され候事。

一村方に罷在候内帯刀並表札を置き
候義勝次第たるべき事。

一 当分差支候春は刀御貸成可事。
一夜具銘々持参の事。

一 詰中炮術稽古致候は玉薬下置可事。

一 春秋農業闘敷時分、三人組合之者
にて助合申可事。

一 獵師の内役人勤め候者は役用之れ有り
時分兼し申合置き、次の番に当り候者
出役用者次第出され可事。

一 役人勤候者、当番に当り相詰候節村
用之れ有り候節は御代官より直に呼寄り役用
并為申可、其の節は組にて急助拵置き

間、欠け申さず様取計ひ申す可き事。

正月元日頭宅へ年礼に出候は詰合、

者、志人緋代相勤め其の首窺正月申

都合次第追々出され可、若し差支と之れ

有候節は流し致す可事。但し未着用。事

一月十日御年寄衆御目見之出候節は

是又老人差出、其の者、名前肩書、郷

組初代と認め申す可き事。

右之通り四下場小頭心得罷出差引可候

寅正月廿八日、緋代めんたい連まに居る者の代り

。嘉永六丑年神事祭礼替

願ひ替り甚踊り興行 八月十六日定日、

当一飯沼村神事祭礼 往古は松明多多

百八灯。天幕より花火。弓的、花火、繰

り甚踊り又花火。天保十三寅年御趣意

にて神事祭礼等、眞素に致す可き旨仰付

る氣之水依り、毎年十月廿七日湯立と祭礼

と定め。嘉永六年より八月十六日甚踊り祭礼と定

。嘉永七年甲寅年 大地震

六月十四日夜八時頃大地震に此の辺り西六

土蔵壁等破損多し勢州(現三重県)

四市並に伊賀上野辺大変り家多く

潰れ人死多しと云う。扱て十月四日朝五時頃、当所前代未聞之大地震、一々家毎に破損大變りして土蔵勿論田畑迄欠損一我等扣坂ひがしの下沼田水口にて凡そ三坪余志尺はかり埋み其の下の田は志尺余高と相成り、当村山之神初右衛門(三宅)居宅半潰れ御上様より御救米下し置かれ、大野廣岡にて地割れ水多吹き出候処之れ有り、それより地震揺れ続け、翌五日昼七時頃大地震にて南方鳴動す事荒すべく誠に恐しく吏々皆々小屋

平掛け、昼夜小屋住居すまいして心細き事なり廿日迄不昼夜に五六七八度下り通し尤も小屋住居すまいは十四日頃より寒気強く相止み大半は引船す。駿河御領内(岩村藩内)殊の外此の時大地震、横内村七拾軒余の家敷にして七軒残り外六拾軒余惣潰れ、其の辺り東海道大變りし多の死人有り都而濱辺は大津波と日本国中の大變と云う、大政にも死人教知れぶる事、西国には四日の地震より五日の地震大なりたる

津波多きしなり。此の辺りには五日の地震にては四日の半分位と云ひ、ありたり音の地震の跡にて南の方トシくと鳴動する事や、斬此の音ト皆々驚き感敷事、筆紙に書き尽し難し、紀州熊野辺りの大地震並下津波、大變の風聞（て）言諸筆紙に尽し難く、明は享政二年卯首首夜五ツ時頃、地震大ゆり八日の夜、大風、同十一日又大雨（とれ）折却地震少々ツ、ゆりあり去る、享政三年、卯月（十月）五日

日光山天夕五ツ時、雷鳴り、光り夥しく、腰人（寺に住む狂者の人）の女子、子供、服さり、炙人多、鍋、釜皆割れると云い、同月朔日（二日）七ツ半頃、打続て三度大ゆり、夜に八迄下五度ゆり、半月未り止む、享政三年卯年、大雨洪水、卯首（卯）廿七日夜四時より雨降り出、丈より北風吹き、夜中風雨殊（つ）外烈敷、朝六ツ時頃、中津川橋落り、家敷七軒程、流小田畑多々荒流さる。当村此の時、余程大水にて、凡そ壱年（コ）の水と云い

それより廿七、八、九日都合三日誠に大雨
別て廿九日八時頃より大雨降る事譬
に物なし、天より水を流す如くして、昼七ツ
頃、殊外、大水所々山抜け、押出
山川の別も無く一面に水流れ、前代未聞
之大水せり。是に近半大災地、度々
して、恐敷き事なり。我等屋敷、庭込水
八る。下の麥田、武拾坊(五畝)余欠流れ
其の外川筋辺り山際、洞口田畑、欠崩
砂入り、夥敷く都て、当村中、春町
余田畑、川欠に相成る。東野村は勿論

大井大橋落る、福際、七軒流れ、其の外
福本屋小路より下は、町家皆々庭水入る
阿木村、橋場、清治車屋、小屋、灰屋流れ
居宅半分土蔵半分残り、酒屋、勘右衛門
土蔵、車屋、流れ、酒蔵傾き、候へ共、居宅共
に残り、又助車屋、隠居流れ、市蔵跡、屋
半分残り、半分流れ、右橋場、ぼりにて、水
如く都て、此の川筋、大荒れ、高加次(守之、須田)
に、車屋流れ、車、神酒屋、小四郎居宅
流れ、此の川筋、殊外、大荒れ、富田、東光
院の前、川、吉田川、大水にて、大荒れ

木の真村大荒れし村方五分余の火、山被り

に潰、家潰れ並に死人ありと云ひ。想て

川通り別に大荒れなり。川通り近辺にては

参河(三河)押山一番の大荒れと云う

同九月廿日昼七時半頃地震大揺れ

同十月廿日夜五時半頃地震大揺れ此の時

地震江戸の大變として凡そ江戸半分の煮

肴六所より出火し地震は留りの四時迄

揺り続き上下死人教知下半死甚同断

同十月廿廿日夜五時地震大揺れ此の外少

づ、揺り候事は日々の事故印に及下

別て大揺れの地震計三驗置申候

○享政三辰年大雨

当有十月大雨洪水なり去年有廿九日の如

く大荒れし当村畑井水、去半破損所大荒

日享政五十年 大地震

当有廿廿日夜九時頃大地震此の時北国

殊の外大地震、越中富山近辺地獄谷を申す処

川筋山被込凡そ廿日余川留り一度下板

出、村々潰れ、立山温泉潰れ、人多く死す。

○享政四丁三年名前改

吉村仙次郎治蕃、岩通改、是日旦膳勤

名心カカ

安政六^三未^八卯年阿木邑真原化物出る

未^十月阿木邑真原金之右衛門跡養子

金右衛門と春宅之化物出る。或は^{大筒}と

打候様なる音致又屋根峯より立^た白段

の物様なる音地響いて凍^りて後には奥

庭の辺より光り物七八寸廻りの光の如く光り

出所々あるく或は星の如くの色にたり、

梁の上を歩くと蓮の下うへもぐらもちの

如くむぐくとして所々歩く。様々不思議あり

住居難く成り家財盡し西国迎礼に夫婦

十二月出る。外に母を人子二人あり、子供を母

禊^り夫婦廻国に出るも前代未聞不思議也。

安政七^年江^言矢^変井伊^大老^暗殺。

右三月三日御大老井伊掃部頭様と殺害に

及水戸老人の申して佐野^江之助始め拾七人

並薩州御藩中有村次^厄衛門等掃部頭

様三月三日御登城先榎田見何に於て此坊に

切し御供廻りと大に戦ひ終に御首と上

前代未聞之大変なり。右浪人細川様、

脇坂様と許と出る。別^に安政記^に有^り記^有候

口万建二年酉年文久元年¹⁸⁶¹

雲より灰降り不^レレ千里流る

○文久^三酉年(1861) 初宮様御下向(江戸行)

今十月廿八日大秋宿泊り 廿九日大井宿御着

惣人数^三貳万余人余。西大濃。伊勢。河^三より加助^三鳥来

○文久^三戌年(1862) 大野村難^三交金百兩拝借

○大野村難^三浅嘆願して金百兩世^三新廿年清

拝借相叶願^三主自分(吉村老通)並^三 広岡新田

佐米宗十^三兩人也。此時大野村旧記相改候

処右村川成高^三日 天^三電^三二^三早^三 未^三年^三(1871) 青^三廿^三八^三日

大雨山拔^三て高五拾石余川成^三日 今^三地^三高^三なり

○同年^三青^三未^三より 日^三照^三りして青^三中^三旬^三より

程^三能^三雨^三降^三り候^三 青^三十^三音^三宵^三より夜^三五^三頃

造星の流る事誠の如く、天の真中より南方

計り所々引きまきらす星の流れ夥敷き事也。

南の方ばかり流れ申天は雲より下を星流れ

夫より誠^三冷^三気^三に相^三成^三り同^三月^三未^三星^三見^三ゆる

○文久^三亥^三年 前代未聞の大通行助郷難^三交

今年御上洛東海道也。諸大名方御塗^三り

猶又当年諸家方国^三邑^三と御引取^三相^三成^三り

三年^三百^三日^三の^三文^三化^三と御改革^三に相^三成^三り 奥^三方

並に諸家中国^三邑^三へ引取^三に成^三り前代未聞大^三通行

之^三より助郷難^三交^三して加助御願^三として御^三兵

衛治房(吉村) 月十日申五江戸下^三於^三て

道中御奉行様之願上下奉り願の通り近郷
千あきの村並に参河に仰付られ候。

当年京都江戸西国とて国々大要に
駈け候。文三年より参勤交代緩和三年に

一面出府。大名事子、帰國の許可。

◎文久三癸辛(1863) 天誅組之乱

百十首大和国(奈良)五条之御陣屋

御代官鈴木源内保浪士六拾人計り七

日夜参り何角書類読聞直下首打落

より六の川と云所に借籠り外に十人計

り百姓を随へ大要なり、井伊藤堂紀伊

御三家にて御討松相成り大合戦の由なり

◎將軍家茂上洛重中御上洛型子

正有京都御着と申候。尤もせし船(魚島)

船にて御上洛なり。百十御下関

◎今秋辛冬野田地内西山にて野山並に田舎

式間余下之埋申候。男凡五拾間余誠

地変也

◎元治元甲子年(1864) 禁門之変。

七月十八日京都大変。長州方と京都守護

会津方御警衛大垣康と大合戦京都六分後美

◎同武田耕雲齋通行

甲子年(1864)十一月、遠浪土武田三ふん、青始め
 常陸筑波山より長州へ趣向か。又、京都へ出
 願哉と、よりぐの評判にて道中筋、高崎にて
 合戦の由所々御大石方御防ご、之れ有り合戦
 初陣に松本勢、諏訪勢御堅め、此の処
 に大合戦、ぞあり、飯田へ出、それより上村に
 参り候や、又、東郷の方へ参り候や、相合ふ、
 之れ依り、志村は十一月廿五日、東野村石佛
 (小野の下)に御堅め、成り候也。廿六日、上
 村へ御堅め、移りと定め候也、跡々東郷
 口より来る由に付、又々石佛に御堅め、成り

廿七日之朝決り候。当辛殿、標大坂御堅着、
 御人数少、故一八心配。混雜恐入候事なり
 御陣、凡式捨間計。幕打、大砲式挺也。
 大将分松岡勝之進、御膝御目人
 大石、大野源五衛、渡辺左次馬
 其の外待分三拾人斗り、足輕迄に都合百人計
 尋他村々、獵師残、郷吏迄、凡式、六百人と云
 当村(飯田)より、獵師拾式人、郷吏九人、組頭式人
 出張惣人数凡式、六百入計り、百人位、ツッ、巻組
 にて、花無山と保古山、両平に鉄炮、竹鏝にて
 廿日朝、廿八日朝迄、張番也。

岩村御用連並に町役人東野村と云、兵糧
 のにかり飯送る。叔又浪士、川中千人計り
 廿百大井泊り甲冑又は鎧計り又は兜計り
 の者の中に之れ有り大将分は甲冑にて陣羽
 織着騎馬にし旗さし物美々しく廿日朝
 五頃大井出立なり落合宿に侍分浪人
 五人乱法の由にて予討に致し中津川には
 大将分五人、是は先初陣にて予負ひ
 道中より相果て(死)首を右中津川宿に
 埋め置く。大井宿長石塔にては商人、是
 乱法之者予打に致し埋め申し是は輕き

者、由り。当飯沼村作右衛門(宮地)
 と云者、石佛御陣屋御聖より抜出て大
 井へ浪士見物に参り居候処、作右衛門
 村袖印を浪士見付け作右衛門を捕え
 此れ大垣為根の廻り者かと疑ひ種々根迄
 連れ行き段々吟味致候処、今百姓に相
 違ひ之れ無候に付其所に歸村致候。
 誠下危き命助り候。浪士は是れより
 鶴沼辺りより谷汲辺りへ出北國に移り
 申す可きと越前境より大雪に逢ひこゝ之
 至、難美の様子にて越前敦賀へ出

賀儀(加賀屋天)之願出候よし無残

の次相なり、下々の春は助命候なり。

同六月廿六日大井と宿駕等にて

江戸の方へ通し申候

◎元治二乙丑年(1864)毎日初乞之事。

一青、二月、三月、四月、時候例の通り

青十日 木草山、口明り

閏五月音 農休み

右五日、六日天荒音 よれち雨降り出

殊に冷荒にて

閏五月音 誠々 大雨洪水 去る子年

の通り大災 毎日 日初乞にて

青朔日 村中火物立(新)にて信心

青百 嚴敷穀留仰出、右田邊在衛門

様御出役、村中御改の歳持残千御身方

御改米貳拾貳俵有、穀貳百拾八俵 有

右の通り、亦有候之共新穀止、今余猶日間之

亦有候關心配致候。上青、大雨音大雨洪水

是より進々諸色高直、殊に米、喜駄、尚余

青、長州御進弁よりと京都、閏五月音暮六ツ

大坂御入城遊、候よし、岩村様当年大坂如常

彼地花不候

写吉村訂音

宇波記 天誅組之乱

文久三癸亥年八月御令義禰御触書字

自是日井上河内守殿御渡候御書付字

大目付之中山大納言嫡子由浪士相交り六

拾人討其是着同捨身鍵長刀を携之

河州大坂狭山北條相模守陣屋其外にして

勅命傳り武具馬具等惜り受り由相

聞候間、領主に於ても夫々嚴重に手配

致右様乱妨者見掛り次第早速召捕

日番の老中申聞かざる可候時宜に壽

候は、切捨下致候共苦下り候。右の趣

万石以上の面々之洩す様早々相触ま可候。

八月大目付之。此の度上方筋容易なる事。

事変之有り、人心動揺り折破、右殘堂は勿

論、其の余り心得違ひの者之有り、此の上何

様の事変を企て申す可義難く計り候間、万

一節、銘々領分の固めは勿論、他領も申し合

せ相互に致し、応援、且又最寄、御所其外

寺社料小給所等警衛向に、予薄、場所

待たず、差回時宜次第出勢致し取繕方

予扱之れ無様兼て心掛り置候様、

致すべく様候。右の趣、中固、九州領分有

万石以上の面々を相触る可く

右の通り御触式通、文久三癸亥年九月

首己刻出陣、百西上刻当村に着き例の

如奥書連印証文差上る外、若村御役

所に従ひ出、御書付写

急度申触候。別紙御書付申之

通万一浪士及此坊候は、相防ぎ下し余り

候節は切捨候も苦む事候。平日浪

士等怪者往還通行致し候は、其り

様子等と見極め本細直保致す可

注進候事。

一村々往還村境に自身番相建て、昼夜番

を致し浪士共相改め、怪敷者止宿致す事

間敷き事

一在町浪人並に出所相分る旅人

留申間敷候事。

一若村町上下木戸裡中番之者附置

五時(右時頃)限り、切り無扱者、通致す事

一鉄砲は獵師願筒の外所持相成し候処

比度、今義御書面之通り、容易に下し時

節付村人共非常の爲用意鉄砲所持

致候義、昔より下候間所持致候

者は御代官迄層書出申可事。

一乱坊者用意の若竹鐘に掛置可申事。

右の通り仰出候間急度相守り為

申可候。之れ依り此の廻状被見の上村下

に庄屋印形仕可候。若一庄屋他行候

は組頭印形帯共致一早々相廻

一留り村より紋次郎所を相返可候。

癸九月廿二刻回十日酉刻着 郡奉行所

◎天狗党之乱 文久四年元治元年

文久元年甲子年上元並に国々騒々敷同七

月岩村御役所仰出御書付写

急度申触候。

浪士共乱坊候の相

防若午下余り候切捨候共苦

候條去る亥九有中幸細申触置候

然る処此の度野州(群馬県)大平山常州

(茨城県)筑波山之多人教集り三拾人傳

横行致一悪党者も加り金錢相借

等致候付不法の者之れ有候

搦捕又は討取候も苦からず有公義に

従ひ御触書出候。且又京都にて免

角騒々敷趣相聞候右に付村々心得可

左之如

一 獵師並に追々鉄炮所持候段届出候者

平常玉葉火縄油断無心掛置可申事

一 銘々竹銃心掛可申事

一 村中者之は差回致候者之無き候

一 不行届候間、苗字帯刀御免の者

勿論村々庄屋組頭並苗字計り御免

の者共頭立候て小前の者共丈手配差引

致す可事

一 右更事の節は庄屋組頭並苗字御

免の者何れも帯刀御免に付兼て其

心得罷り在可候

一村に有り苗字御免の者之無き且村役

人も少く村は平常役人代り相勤め五人組

等の内身極之者は小前差引致す可世話

右役人代等は脇指計り小刀計り用可申事

一 更事の節板木等相回せ候に小前出

合候共混雜候に付苗字帯刀の者庄屋

組頭並苗字計り御免の者老人に付

小前何人は唯々の手に附差回受け候訣に

平常小前組合の者相定り混雜致す下

様に苦極置申す可事

一 村中浪人と村人と混雜に村人は昼夜

に限らず銘々村人ノ分リ候様袖印用ノ可ク事

一 平常他領内遠方ニも浪人集ル候歟カ

乱妨ノ趣様子承リ次本細早ク爰元

之注進致シ可ク事

一 浪人共村内人家ニ集リ無心拝借等申

掛ケ候節板木或は早鐘等ヲ相隠シ

村中罷出シ差押候歟カ村内違掛ケ候様

致シ可ク候 郡下余リ候ハ討取リ

候モ苦カ事候ハ若シ出火同保近村ト

助合ハ申リ可ク事

但鉄炮ケ村人打掛ケ申テ様 夫先罷シ可ク

心を付申テ可ク事

一村方役元ニ浪人五人或は拾人等集リ款

量代ハ掛ヒ候間宿指リ候様申候節ハ地

頭役所ニ浪士ノ者決テ止宿世ノ旨

嵐敷ク申付テ之有リ候ハ河新候段申テ速ク

候押シ宿由ヲ不レ法申掛リ候節ハ相

問ヒ村中出合申テ可ク候

一 浪人少人数ニ候ハ村内ニ前文ヲ通リ

取リ計リ出来申テ可ク候 百人以上モ参リ

御城迄押寄セ候体ニ候ハ早速御

注進致シ村人大勢遠テ卷テ致シ先々

見送り候二差回受可事。

右の通り申、触れ候間、苗字帯刀御免の者、庄屋組頭並、苗字計り御免の者、能く相心得此の書面取り取、小前の者、入念に申付、異変の節、配、油断無き様、兼て心掛置き申可候。

甲子七月 郡奉行所印

右の通り仰せられ、有十四日、大野村より御廻状参り、拜見奉り、写取、村方一同申渡、畏、奉り、則ち備之定め、左の通り

△志番備 ○百姓代、福川、若衛門、歩、金吉

二銘符 的井、不、棉、之、郷、組、鈴、不、伊、兵、衛、鉄、炮

三、長、上、下、一、之、字、下、銘、符、 鈴木啓助

袖印、武、子、甲、 厚、然、祐、之、一、字、 鈴木増右衛門

西、有、之、助、印、 武、官、祖、兩、印、 丸、組、頭、 友、右、衛、門

代 宇右衛門

周吉。 宇平治。 平右衛門。

平三郎。 多藏。 常右衛門。

市平。 藤治。 清助。

友助。 利兵衛。 源右衛門。

武兵衛。 右、拾、九、人

四番備〇庄尾吉村仙治定使新吉

的并持才助、步呂使源助、

的并前同新三文字郷組吉村亦無衛楚

同新吉村亦無衛楚五箱頭 松治

袖印前同新三文字五組頭仁無衛

彦十、要助、藤右衛門

藤吉、松右衛門、松藏、

龜藏、桑吉、桑助、

柳右衛門、儀右衛門、美右衛門

貞吉、周治、伊八

惣助、(空白)

五番備〇郷組可知子八步呂使春吉

的并前同新五文字郷組可知吉籠

郷組代与吉籠(五組)成右衛門

五人組、榮助、同新、嘉助

作右衛門、勇吉、兵藏

政吉、喜助、松次郎

兼助、周助、兼三郎

銀次郎、金之助、又四郎

秀五郎、兼六、又式拾人

以上五組に支配した、尚又綿り

厄り通りに定む

一浪士、善^ニ惠覚者、大勢小勢に寄^リテ、
八^ノ込^ノ候節、兼^テ相定の通り板木
鉄炮^ニ相^シ相^シ、早速其^ノ場所^ニ
出合申^ス可^ク候。若^シ遅^ク者、亦^モ有^リ
於^テは急^ニ度申^付可^ク事。

一前^ノ同^ノ銘^ヲ竹^ノ鐘^ヲ項^ニに^テ格^ノ置^キ并^ニ持^テ
一^ノ猫^又又^ニ、山^ノ刀^等用^意に^テ相^シ相^シ
若^シ其^ノ場所^ニ出^合、一^ノ字^ニに^テ相^成差^出
受^ク可^ク事。

其^ノ支配、支配^ノ一^ノ字^ト差^出受^可相^成事、
一^ノ五^ノ組^ノ役^ノ人^ノ、于^テ聊^ニ傳^テお^前差^引
必^ズ配^致可^ク事、亦^モ脇^指御^免に^テ
間^其心^得、竹^ノ鐘^所持^可事。
一^ノ万^ノ役^ノ人^ノ、病^氣之^節、右^ノ代^ノ相^勤可^ク事。
一^ノ都^ノ御^触面^ノ、通^リ相^心得^申可^ク事。
此^ノ度^ノ仰^出、候^趣、容易^ニ、義^ニに^テ付^中
監^シ相^守申^可候。一^ノ御^上祿^之御^尊慮
報^奉可^ク事、特^ニ節^ト相^心得^万一^ノ御^大事^ト、及^ビ
候^ハ、何^レ方^迄、罷^出一^ノ生^ノ懸^命相^働、
聊^ナりとも御^用に^テ相^立候^保仕^可候。

元治元年甲子年(1864)二月

庄屋 仙治

組頭 助治

川所 桂治

夏代 重衛門

村中

天狗党之乱

元治元年甲子年冬浪士千人計筑

波山より出道筋所々合戦、信州留

峠与松本勢諏訪勢と大々戦り

そのより飯田へ来り、妻籠へ出十月廿日

大井宿泊り、鶴沼、加納辺りより越前

敦賀にて事終り、右付吉井村白井口上書

吉井村長 平七 兼吉

私共義法、子年十月廿三日志願付江前

賀大社参詣仕り、帰村仕候手続申上候。

一、私共多賀参詣の上、十月廿九日、加納宿泊り、晦日朝出立、新加納迄相越候処、
上りの方と多人敷、武士、抜身の槍、或は鉄砲所持、押参り候へ付、恐敷く存下候。
十月廿九日、水戸浪士、鶴沼宿出立。追々通り、西へ往還北の方へ引込下候。林山辺を通り、見物致し罷在り候。処廿軒と申所、此の辺と申所は、此の辺りに候哉と。鉄砲所持の人々、近寄り参り相尋申候。暫く東の方候旨申候。同く、風俗の人三相越下此の辺にて、人足相産、申度旨申

候へ、兵人歩之れ、世々其を迷惑致候。に付て、今夜泊り迄相産度旨申聞候。に付、私共は多賀と参詣侍り、帰路の者上御座候間、何卒御断り申上度と相答へ候。尚又拾人計り相越。中、馬騎馬武者、老人、大将分と相見之。此、馬を引下候申聞候。志人、荷物を持下候様段々相頼候。に付、押相断り候。処、更に不聞、午を引立て、是非く、持参り申可旨や。に付、引立候間、何方の家申候か。相頼候。其、身所の人に頼下此の上断申

候は如何様之義出来も難計りと存奉

り候間不得止事。 平七は別當に相

成り兼吉は荷物も少々持付相添越

途中休息の所にて承り候へば水戸浪

士の由承知仕り、忍敷候へ共断り相

立たず、付添参り、菱村之出長身川

渡り越へ、天正村並に鳥羽村、栗の村

等之止宿、又々相断り、帰村致し候

候様申聞候処、先方の申、各には只今

引取候ては、其方共身の上おぼつか覚来無く

大垣、善根を始め所々整めも之有り

召取候も難と計り、今晩は一宿致し可

く、可憐に取廻し、吳れ必し逃帰。事無備

申聞候間、甚だ心配の余り、右天正と申、村

境口の所々入り口の口々道筋を浪士衆

教にて相整め、出入更に相成り、様相見

候間、翌朝に至り、中仙道之出候は、其

の節は如何様にて致して成り、能滞り申

す可く、心組に罷り、存候処、翌土月

朔日早朝より一同出立、付又引連れ

候、長屋村、昼支度、同日揖斐村

止宿仕り候。

一、私共召連れられ候大將、名前承り候所
水産於て三百石固分新太郎と申す人の由
下御座候。

一、揖斐村泊り夜多根大垣等夜討参。
可く由にて浪士に於て、口々に堅人教

を以て嚴重に相守候義に御座候。

一村内出口並作場道共浪士七八人ツツ
夜中篝火にて相守り申候。

十一月二日金原村泊り、同日長峯村、

並天神堂村長嶋村等に止宿。糞

は金原村に止宿仕候。大將分其の外にて

評義仕り候美に付模様は相説きにも
何分此の辺り迄召連れられ候上は逃帰
り候義も連も行届ず外より逃歸り候。

人歩きに御堅めの子に召捕られ又々即座
にて切捨せられ、或は村々百姓の子に一命

を失ひ候者も之れ有り候旨承り候に付、不得
止事付忝罷在候処、先方の大將と始

至て私共を大切に取廻り笑、陣に相成り候共、
一命は請合候間、最早帰村致候事と思

ひ切候様殿々申し諭し之れ有り、十月曾
音、六百之間、甚難波其の辺り雪深く

追々降り積り、蠅帽子峠、越前越

一節は袖を切り落し、或は松衫等を切り倒

一往來通路留め、更に相成る場所下差掛

候して、大將分の者、鋸、斧、等荷物を取り

一往來の坊ある木々、切り除き、又は仮橋等

芝松衫を以て、取捨之相越し、松共は引馬

荷物を持運む候次第に御座候。

一此の辺りに罷成候時は浪士鎧を捨て、又は駕

籠、小筒、其外、不用の荷物は谷之捨し、又は

焼く夫の身輕た致し、峠を越し申候。

一、小荷駄馬の内細道、難場にて谷之荷物

共に馬、欠落場所も之れ有り候。

一病人等も此の辺りにては駕籠を捨て、或は

背追ひ、又は牛を引させ、大病の者は、夫人

三人して難所を取越し申候。

一此の辺りに至り候時は、臺目に壹里、貳里位

の所に、一宿跡候に付、四月より六月迄は、甚

難所にて御座候。

一此の辺りに村々人家立ち、去り、壹人も村内に

居り候者之れ無き村多し、見之、其内、居る

の者之れ有り、場所も御座候と、共人々土色の如

く、一言も申す者御座無く候。

一夜に候き明(空)家に八(り)篝火多分焚
き其辺りの薪等勝千次所より取集
め篝火登(り)如(に)御座候。

一金子等(は)所(を)し(て)貫(し)候(共)更(に)遣
ひ候義叶(は)り(て)食物等(も)多分(共)に

得(に)行(は)り候(に)付(て)八(用)御(座)無(く)先(方)之(預)置(申)候

一右(崎)越(前)所(を)差(掛)り候(節)人(馬)渡(方)

大(將)と(は)ぞ(れ)く(て)工(事)致(し)人(衆)と(は)行(ふ)事(を)

取(出)し(て)川(中)へ(敷)人(馬)を(渡)せ(し)切(り)流(し)

橋(致)し(て)人(歩)を(渡)申(候)。

一此(の)辺(り)の(谷)々(と)結(構)の(甲)冑(等)武(器)多(し)

分(押)流(候)尤(も)此(の)場(所)より(所)持(り)武(器)

鎗(大)筒(の)外(持)参(致)事(身)輕(に)相(成)り

此(を)越(之)越(前)大(野)御(城)下(村)々(の)内(に)迄

候(処)大(野)御(領)分(七)村(領)主(より)焼(払)に(相)

成(り)陣(場)の(午)当(と)相(見)之(禰)々(切)落(之)有

候(処)六(日)朝(五)半(頃)着(致)候(処)其(夜)

日(寒)風(強)く(雪)み(み)れ(降)り(身)凍(之)甚(難)渡

仕(候)去(り)下(ら)七(村)焼(捨)候(場)所(に)卷(入)も

堅(め)人(數)も(之)無(く)大(將)始(め)焼(残)り(居)候

土(蔵)の(内)より(夜)具(取)り(出)し(て)夜(を)明(申)候

尤(も)夜(中)軍(卒)へ(申)付(之)有(候)付(て)明(日)必(軍)

に相成る可候間、大筒をさへ申す可と

申付りぬ大筒方には、夜中筒をさへ致

一、大筒の音山間響き、今にも軍はな

候心得に御座候。

一、五糧に迷惑仕り候は、此の場所に御座候。

尤、此の場所にて野陣に相成り候と心得

居り申候。

二十七日、本より北園海道池田へ出、止

宿仕候。八日、松鼻村泊り、翌九日、今左

宿之着候処、同所は秀根下御座めに由

然るに本陣始の明渡り、秀根方右宿出

五致し逃去り跡と相見え、宿々席札等

門に打立有り候所より浪士一同止宿仕候

一、此の辺り村人数更に之無く処逃れ去り

雪降り事、五六尺滞留ニ三日にして

十日新保宿へ止宿是も秀根固め場之

跡に御座候。同日に候哉、日並駛

と覚無く御座候処浪士より加州(石川)

御固め御人数願出らる候由下々の私兵

承り居候は、去る成年以来、天朝より異國

討松り義御公義探始め諸大名探之

仰せ候所打松之不世に付此度水戸御

隠居様の思召を臣下初め天朝之願出
申候に付加州様之降参の上理非分明
の事御分下度願の田右願御聞入相
成候は武田初の浪士本望の由一命は勿
論差出願出候趣の由浪士衆承申候
一右願書出十月廿四日迄段々御引合
之様子に見請け申候。同日承り候は
加州様之願意御引請に相成候由、同日より
敦賀御引合相成申候。右途中加州勢
東内にて先立浪士五拾人計の中加州勢
前軍に繰り致段々右の通り致

賀表寺へ引合、右寺は幕打廻り加州
勢計りて外を固め門外へ出候事、叶候は
至りて町疇に馳走一日替りに焼物付り下候
一十月十九日加州より御使者来り其の節
の様子承り候は浪士降参致候由然る
上は異国打拂いの味方は加州等引受申
可旨鎧、長刀両刀、大筒其の外武器類
馬迄残存相渡りべくり使者の由、夫に付
日本三軍師と申し候、武田も安心して武器
残存大守の命に随ひ相渡り既に同日長
持入りて残存武器相渡り申候

廿日より加州勢を昼夜替りて武田初

大將分其の外下々に至る迄一間いんまの外出

取次の役人用致の外的事聊も相合あはさず

馳走は日申出候に付大將分より残り看

貫い又は私共迄焼物付りて御馳走之有

字に暮居候処正月廿日に相成り夫

々の役人より至その御馳走の趣こして私共は

硯蓋迄出候御馳走之有り翌廿九日には

御尋ねり音之有りその風聞御座候。

一廿九日に相成り候所締り人足役人参り武

田と初組は拾人を罷出之音申入れ候に

付夫々用意の上八口と出候て元関へ向む順

々に出行き申し候私共如何の事と心配致

居り候中名前守候間入口之出候所駕

籠にふと敷を敷り候様申聞候間別

衆門外へ出両方を見請候処御公役

諸大名衆と相見之儘鉄砲を透す間も

御固め相成り候。一目見るより身体震を

縮む罷り候処敦賀町引廻り参り町端より

行当りの所に幕打ちげ夫表の場所有の内馳

込み無三無三に大勢押掛り高千小千に全

下られ足は材木を以て折え足は六寸釘を

打々其の上車の内之押込み申候。右の通り
大将分初め志人毎に同様の次第に御座候。私
共四人志人は四番の車へ八。志人は十一番の車
へ八。申候。右申は土蔵の大き成り十七戸前車
に五仕り横に丸文を明け食事通ひ場に致し
其の余は更に明間御座無候。八り表り候
人々誠に心外な体にて相見と早く首打申
可く斯の如の仕向け加州大寺に有る可き事無
し。大名怒り斯と有と知るならば先般諸
大名の固め切抜に上京致す可き義は安き事
一万、二万の勢は皆殺に致す可きと今更心

外平方と實に立腹の聲承り申候。
一車に持候土蔵長廿五六間内八間より少きは
長拾之間内間位にして十七戸前人数八百余
人右の通り相成り申候。
二月朔日士分計り志人毎に呼出し相尋ね候由
に御座候。右の人々車を降り之上風聞を聞候
処、筑波山初め湊川合戦より高崎相
討人数と討取候分相尋ね候由に御座候。
私共義は車丸文の口之役人等始末相尋候
一平七の義は四番の車大将分固分新石部
小栗弥平、山形半六初め一月申之入り申候。

牢中の様子に御座候。一日に限り飯三貫は候
一、牢の時、衣類をぬせ、裸下と吟味致候
間合、其外著替等迄残す相渡
申候

二、首冑器牢より大将分国分新太郎
走人呼出、其方迄も帰り之れ無く如何と
存候。其方は雨風強く天地鳴不如く
定て走人と思ひ合申候。牢毎に大
将分計り右の通り呼出、駕籠等に乘せ
連行、其時、人を入る之れ無く同日大将
分廿八人呼出りの由

一同首共初助命相成、可く分、敦賀御
役所迄走人毎に呼出、御尋之れ有り候、其
牢破りしと逃去り候と申者、相聞、且、又、
加州始め公役を種々恨み候、風聞之れ有り候、
付有体申上、可く首御尋之れ有り候、其
左様の義一向に及ぼすと相答申候。
二十五日百三拾四人、十六日九拾九人呼出りの由
取申候。武田に始め呼出りの伏帰る人更
に之れ無き候、付定て目駕籠等に、江宮表
に御差送りにも相成り、半と打奉り候処、牢
より走人呼出候処、何れも打首相成候由承申候。

二月十七日私共生前等御取調に付申上_下並

上押_上召連_上られ候始末有_上体申上_上候外々

一方の者候か、存_上め者七八拾人も助命

仰せ付られ銘_上之迄金_上を分_上つ下_上れ下役体

之者抑_上瀬御番所迄送_上り候。夫_上より

道_上と急_上か一昨廿一日_上帰村仕_上候。右送_上り参_上り

吳_上候下役体_上者、昨_上は御仕置場所_上は

大_上敷_上堀_上り之_上有_上り、右丈三_上、今日迄_上に埋

候由_上承_上り申_上候。右御仕置方角遠_上見_上致

候所、鳶_上鳥_上干羽_上も群_上り之_上井_上声_上相_上聞_上へ只

今_上も耳_上残_上り、永_上々御世_上話_上に逢_上候、人_上々死

罪_上に相_上成_上り候。と承_上候は思_上存_上り悲傷_上落

涙_上仕_上り候。元_上来_上事_上善_上悪_上は相_上并_上申_上す候共

段_上慈_上愛_上に頼_上り之_上義_上に付_上責_上る_上一_上辺_上の向_上向

香_上花_上も予_上向_上度_上と存_上り奉_上り候。

一_上右_上外_上長_上々浪_上士_上に附_上添_上候へ共別_上段_上承_上り候

義_上も御座_上無_上候。其_上の余_上御吟_上味_上に頼_上り候義

も御座_上無_上候。付_上は右_上の通_上り一旦_上浪_上士_上の者_上に召_上連

候義_上に付_上如何_上様_上に御答_上仰_上付_上候も今_上更

申_上上_上可_上く様_上御座_上無_上候。併_上而_上亦_上り召_上連_上れ

候義_上に御座_上無_上候間_上義_上重_上きも御憐_上愍

之_上祈_上佈_上に願_上上_上候。

丑月廿三日

平七印

兼吉印

右之通、相違申平候間御憐愍
以御答之義御着免下置之
候様只管願上奉り候以上

上吉井村 庄屋印

組頭印

丑月

吉村治通 号之印

平成七年

吉村 治通 号之印

2009.11.2 FIZIE
A213 11/11 11/11 11/11